

(案)

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、特定ものづくり基盤技術を指定したので、同条第 5 項の規定に基づき公表する。

平成 年 月 日

経済産業大臣 名

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第 2 条第 2 項に基づき、特定ものづくり基盤技術を次のとおり指定する。

- 1 組込みソフトウェアに係る技術
- 2 金型に係る技術
- 3 電子部品・デバイスの実装に係る技術
- 4 プラスチック成形加工に係る技術
- 5 鍛造に係る技術
- 6 動力伝達に係る技術
- 7 部材の結合に係る技術
- 8 鋳造に係る技術
- 9 金属プレス加工に係る技術
- 10 位置決めに係る技術
- 11 切削加工に係る技術
- 12 織染加工に係る技術
- 13 高機能化学合成に係る技術
- 14 熱処理に係る技術
- 15 めっきに係る技術
- 16 発酵に係る技術
- 17 真空の維持に係る技術